

令和7年5月20日

各所属所長 様

公立学校共済組合神奈川支部長
(公 印 省 略)

特定健康診査について（通知）

日頃より、当共済組合事業について御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当支部では、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、4月1日時点で組合員〔被扶養者〕※資格を有し、かつ、年度内に40歳から74歳の誕生日を迎える方を対象に、特定健康診査受診券（セット券）（以下、「セット券」という。）を発行していました。

今年度から、年度途中加入となる組合員〔被扶養者〕の健康管理及び疾病予防の観点から、年度途中加入者（年度内に40歳から74歳の誕生日を迎える方に限る。）に対してもセット券を発行することとしましたので、お知らせいたします。また、特定健康診査の受診機会確保のため、セット券の有効期限を延長いたしましたので、併せてお知らせいたします。

組合員等への御周知について御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、特定保健指導については、変更はございません。特定健康診査及び特定保健指導の詳細は、神奈川支部ホームページにて御確認ください。

< 神奈川支部トップページ > 手続きナビ > 特定健康診査・特定保健指導の手続き

> 特定健診等（特定健康診査・特定保健指導）

<https://www.kouritu.or.jp/kanagawa/tetsuduki/tokutei/tokuteikenshintou/index.html> >

※ 組合員〔被扶養者〕とは、一般組合員とその被扶養者、短期組合員とその被扶養者及び任意継続組合員とその被扶養者のことを指します。

1 対象者

令和6年度まで	令和7年度から
4月1日時点で組合員〔被扶養者〕資格を有し、かつ、年度内に40歳から74歳の誕生日を迎える方。	年度内に40歳から74歳の誕生日を迎える方。 （ただし、資格取得日によって、セット券の発行スケジュールが異なります。詳細は、本紙裏面Q&Aの「Q2 セット券の入手方法は？」をご覧ください。）

2 受診期限

令和6年度まで	令和7年度から
その年の12月31日。	翌年2月末日。

裏面もご確認ください。

3 備考

- ・事業主健診（雇入れ時健康診断及び定期健康診断）または教職員人間ドックを受診することで、特定健康診査を受診したものとみなされるため、事業主健診または教職員人間ドックを受診する組合員本人（短期組合員含む）には、セット券は発行いたしません。
- ・40歳未満の方は、特定健康診査の対象外です。

Q&A

Q1 年度内に75歳の誕生日を迎える者は特定健康診査の対象外か？

A1 現在74歳で、年度内に75歳の誕生日を迎えられる方は、誕生日の前日までは特定健康診査の受診が可能です。受診券の発行を希望される方は、当支部までご連絡ください。なお、75歳以上（後期高齢者）の健康診査については、お住まいの自治体等にお問い合わせください。

Q2 セット券の入手方法は？

A2 セット券の発行スケジュールは次のとおりです。

●組合員（短期組合員含む）の被扶養者

4月1日時点有資格者……7月中旬に、所属所あてに送付いたします。

4月2日以降資格取得者…7月中旬以降に発行願を神奈川支部にご提出ください。

＜申出制＞

●任意継続組合員とその被扶養者

4月1日時点有資格者……7月中旬に、自宅あてに送付いたします。

4月2日以降資格取得者…7月中旬以降に発行願を神奈川支部にご提出ください。

＜申出制＞

●事業主健診対象外の短期組合員本人

4月1日時点有資格者……7月上旬頃、セット券の発行希望に関する通知文を送付いたします。発行を希望する方には、9月末に自宅あてに送付いたします。

4月2日以降資格取得者…9月末以降に発行願を神奈川支部にご提出ください。

＜申出制＞

（発行願は、神奈川支部ホームページに掲載しています。

<https://www.kouritu.or.jp/kanagawa/tetsuduki/tokutei/tokuteikenshintou/index.html>）

Q3 どこで受診できるのか。

A3 セット券送付時に、特定健康診査等実施健診機関一覧表を同封しますので、ご参照ください。なお、県外の健診機関でも受診可能です。その場合は、各支部のホームページで受診可能健診機関をご確認ください。